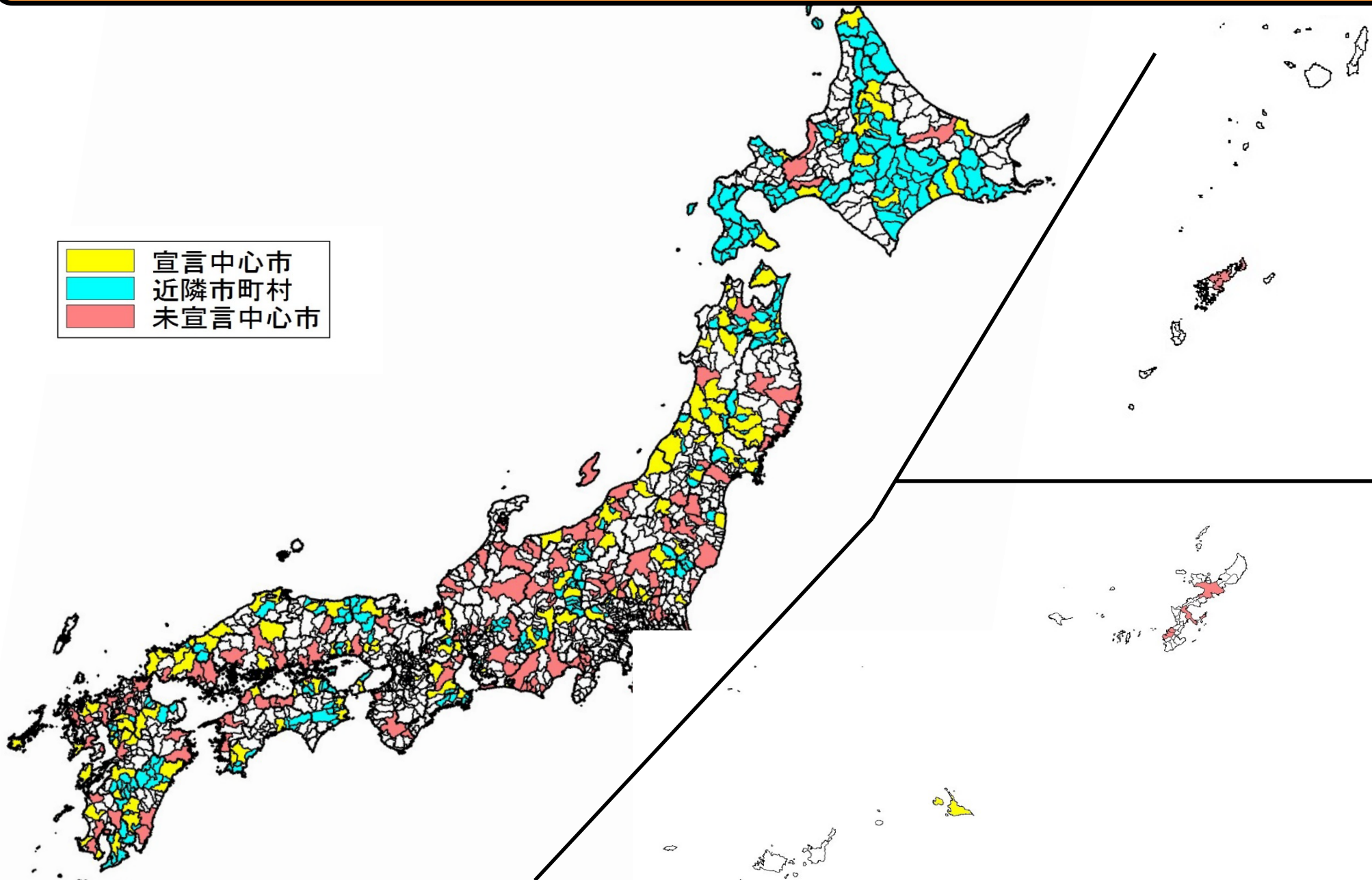
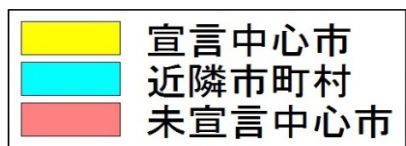


中心市要件再検討の背景

平成28年1月22日

全国中心市分布图



中心市の要件について

中心市は、生活に必要な都市機能について一定の集積があり、近隣市町村の住民もその機能を活用しているような、都市機能がスピルオーバーしている都市であることが必要。

中心市の要件

- ①人 口：5万人程度以上（少なくとも4万人超）
 - ②昼夜間人口比率：1以上（合併市の場合は、人口最大の旧市の値が1以上も対象とする。）
 - ③地 域：
 - ・三大都市圏の都府県（*）の区域外の市
 - ・三大都市圏の都府県（*）の区域内では、通勤通学者のうち、特別区又は指定都市に通勤通学する者の割合が、1割未満の市
- * 埼玉、千葉、東京、神奈川、岐阜、愛知、三重、京都、大阪、兵庫、奈良

中心市の考え方（定住自立圏研究会報告書より）

【基本的考え方】

中心市は一定の人口規模を有し、周辺地域に都市機能が及んでいる市とするのが適当である。

【人口規模等】

中心市に必要な一定の人口規模としては、現在、生活に必要な都市機能が主としてどのような地域に整備されているかを踏まえると、基本的な機能については人口5万人、高次の都市的機能については人口30万人が一つの目安となる。

ただし、地域の状況に応じ柔軟な対応が必要であり、例えば、人口が5万人未満の都市であっても、都市機能の集積の度合いなどにより中心市となることや、複数の市が連携して中心市となることなども考えられる。

【周辺地域への都市機能のスピルオーバー】

周辺地域に生活に必要な都市機能が及んでいることを表す指標としては、昼夜間人口比率1以上が一つの目安となる。

地方分権改革に関する地方の提案への対応

【概要】

- 地方分権改革の更なる推進に向けて、内閣府が地方公共団体等に対して地方分権改革に関する提案募集を平成26年5月に実施。
- その結果、下記のとおり、定住自立圏構想における中心市の要件についての提案があり、当該提案に対する政府としての対応方針が平成27年1月に閣議決定。

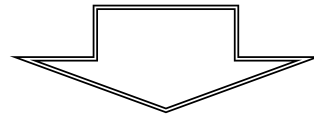
「平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項」(内閣府HPより抜粋)

【提案団体】

岩手県花巻市

【提案内容】

定住自立圏構想における「中心市」の要件として昼夜間人口比率等が定められているが、当該要件を満たさない市であっても、中心市宣言を実施しようとする団体については、中心市として位置づけを可能とする。



「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成27年1月30日閣議決定)(抄)

6 義務付け・枠付けの見直し等

【総務省】

(11) 定住自立圏構想推進要綱

定住自立圏構想における中心市の要件については、連携中枢都市圏構想における連携中枢都市の要件の考え方も参考に検討を進め、平成27年度中に結論を得る。

地方分権改革に関する地方の提案への対応（２）

【概要】

- 平成27年分提案についても、内閣府が地方公共団体等に対して提案募集を平成27年3月～5月にかけて実施。
- その結果、下記のとおり、定住自立圏構想における中心市の要件についての提案があったところ（ただし、当該提案内容は昨年提案分と同様であるため、平成27年分の政府としての対応方針には掲載せず）。

「平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項」

【提案団体】

山形県

【共同提案団体】

北海道、岩手県花巻市、島根県

【提案内容】

中心市と近隣市町村が連携・協力する「定住自立圏構想」について、地域の実情に応じた柔軟な連携が図られるよう、中心市の要件の緩和

- ・人口：5万人程度以上→概ね3万人以上
- ・昼夜間人口比率：1以上→概ね1以上

連携中枢都市（圏）の要件

○ 連携中枢都市圏の要件

- ① 地方圏において、昼夜間人口比率おおむね1以上の指定都市・中核市と、当該市と社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏

※ ただし、①の都市圏を原則除く都市圏であって、隣接する2つの市（各市が昼夜間人口比率1以上かつ人口10万人程度以上の市）の人口の合計が20万人を超え、かつ、双方が概ね1時間以内の交通圏にある場合において、これらの市と社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏についても、①の都市圏と同等の取組が見込まれる場合においてこれを含むものとする（いわゆる複眼型連携中枢都市圏）。

◆ 連携中枢都市の要件

- 指定都市・中核市であること
- 昼夜間人口比率がおおむね1以上（合併市の場合は、人口最大の旧市の値が1以上も対象とする。）であること
- 三大都市圏の都府県※の区域外の市（三大都市圏の都府県※の区域内では、通勤通学者のうち特別区又は指定都市に通勤通学する者の割合が1割未満の市）

※ 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県

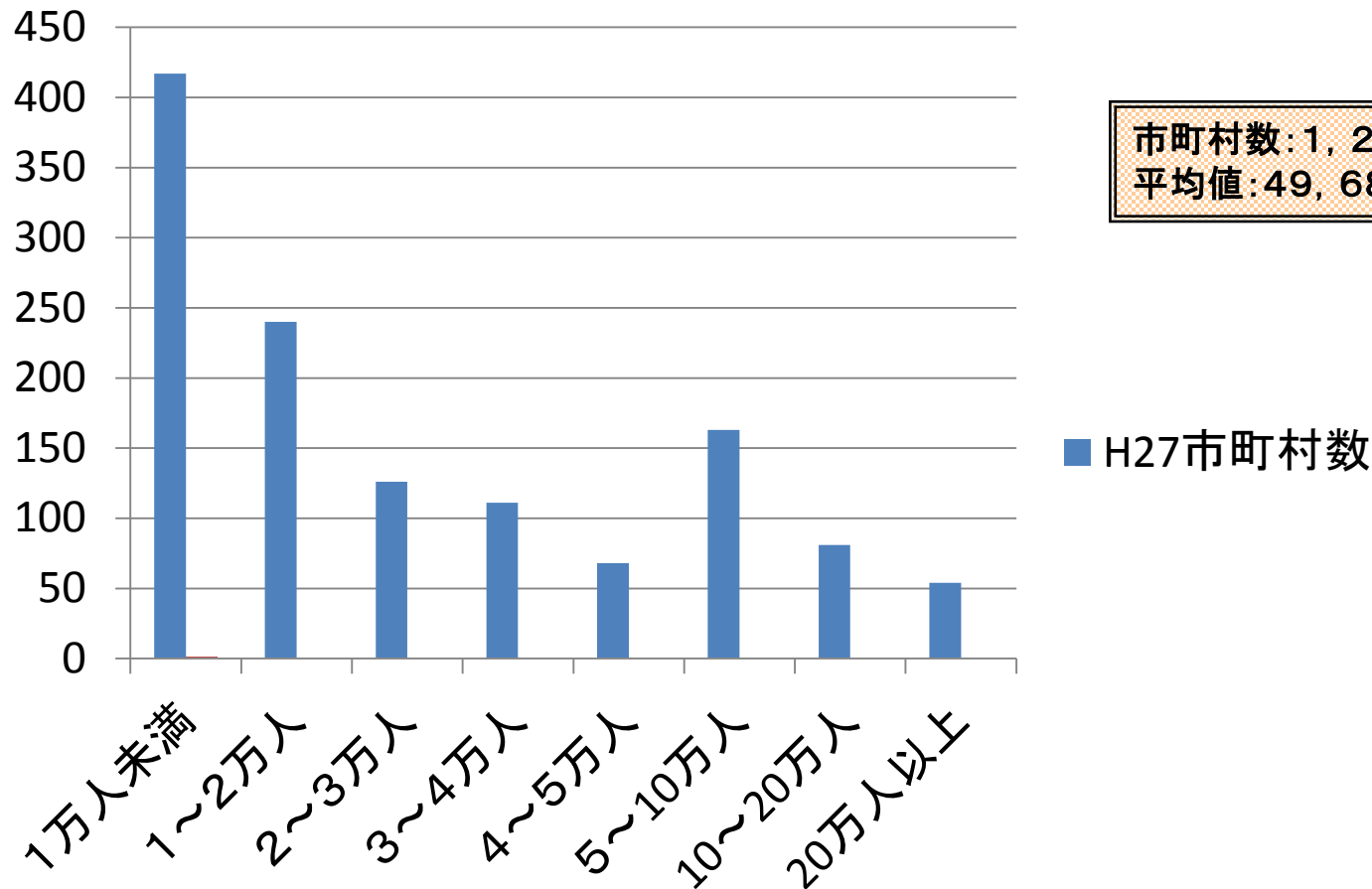
◆ 連携中枢都市の要件の考え方について

- 連携中枢都市圏では、連携中枢都市の要件が「おおむね1」とされたが、その趣旨は、中核市要件を満たす市について、昼夜間人口比率がわずかに1を下回っていたとしても、高次都市機能の集積状況に鑑み、通勤・通学で把握しきれない昼間人口を勘案し都市としての中心性が確認できる場合があり得ること等から、連携中枢都市として認める余地がある、というもの。

様々な圏域と都市機能の立地状況

人口規模別市町村数 (三大都市圏を除く)

- 最大190万人超から最小400人弱まで分布。
- 人口10万以上の市は、135で約10%。

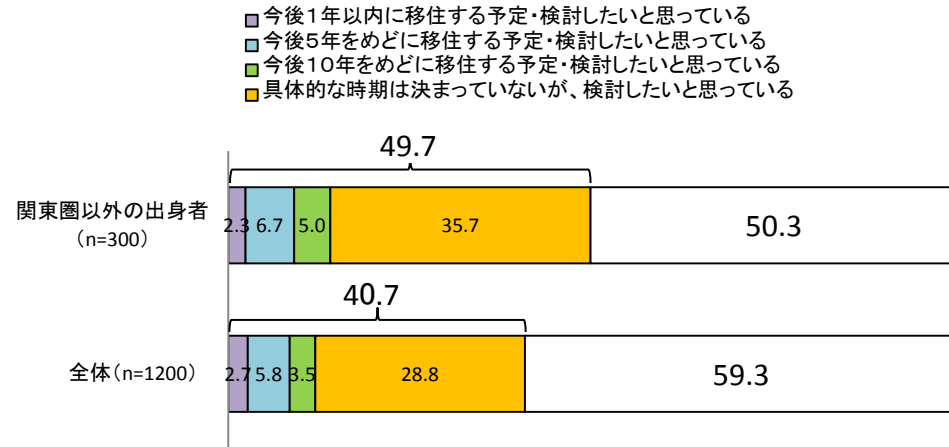


※ 人口は、平成22年国勢調査(平成22年10月1日現在)に基づく。

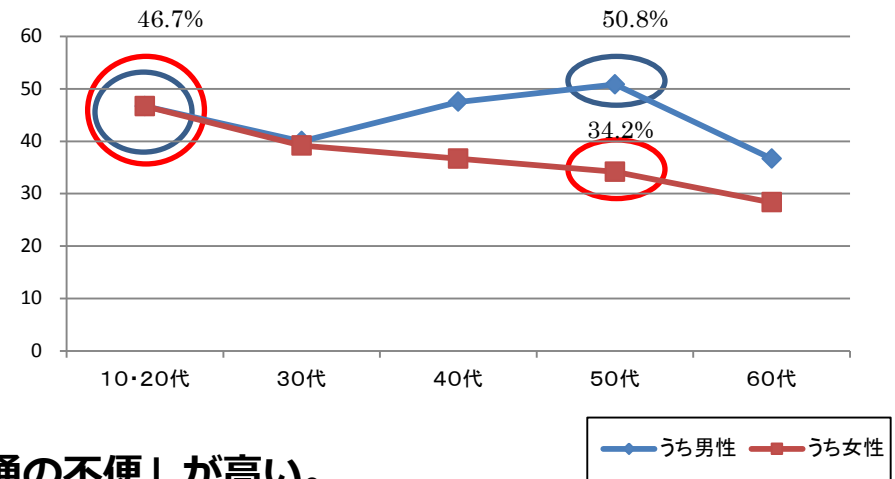
地方への移住に関する意向（東京在住者アンケート）

- 東京在住者の4割が今後地方への移住を予定又は検討したいと考えている。
- 移住の不安としてあげるものは、「雇用」や「日常生活・交通の不便」。

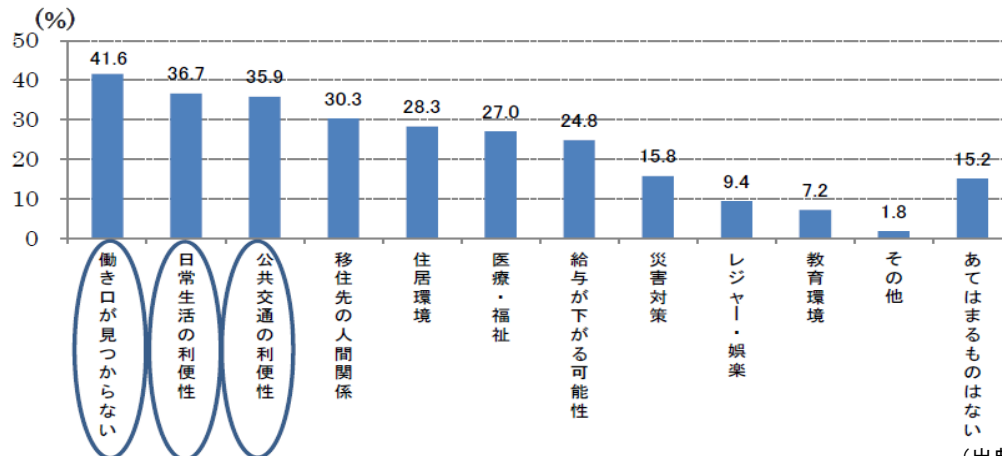
1. 東京在住者の移住希望調査結果（2014年8月）



2. 移住希望は、男性は10・20代と50代で高く、女性は10・20代は高いが、年齢が高くなると減少。



3. 移住の不安は「雇用」や「日常生活・交通の不便」が高い。



様々な「圏域」

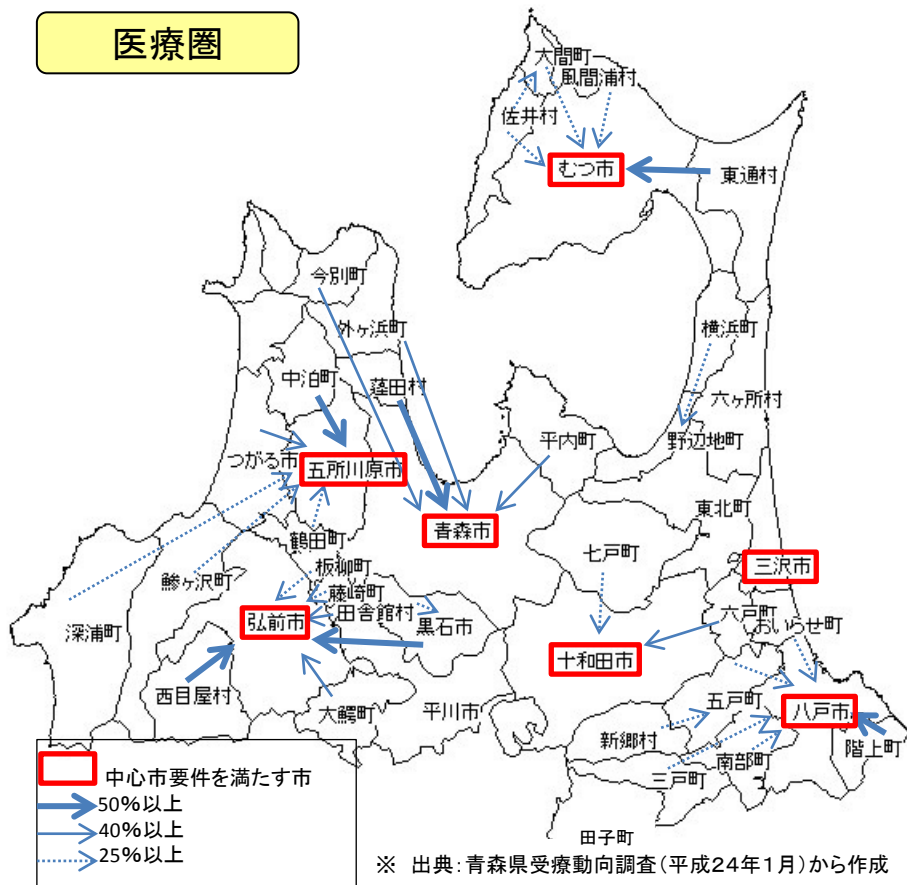
圏域名	所管省庁	概要
二次医療圏	厚生労働省	特殊な医療を除く一般的な医療サービスを提供する医療圏で、「地理的条件等の自然的条件及び日常生活の需要の充足状況、交通事情等の社会的条件を考慮して、一体の区域として病院における入院に係る医療を提供する体制の確保を図ることが相当であると認められるものを単位として設定すること」(医療法施行規則第30条の29第1項)と規定されている。都道府県の医療計画において、複数の市町村を一つの単位として認定される。全国で344圏域存在。
老人保健福祉圏	厚生労働省	都道府県老人保健福祉計画において都道府県が設定する広域の単位(圏域)をさしている。都道府県老人保健福祉計画において施設整備の調整など広域における調整が不可欠であることから、二次医療圏を一つの目安として圏域が設定されている。
障害保健福祉圏	厚生労働省	市町村だけでは対応困難な各種のサービスを計画的に整備することにより広域的なサービス提供網を築くため、二次医療圏や老人保健福祉圏域を参考に形成される圏域。
都市雇用圏	経済産業省	例えば、中心市に周辺市町村の住民が通勤したり、大型スーパーに周辺市町村の住民が買い物に行くなど、複数の隣接する市町村が一体となって形成する経済圏。通勤・通学割合が10%以上の市町村を1つの圏域とする。 規模は、500万人以上の3大都市圏から10万人未満の地方圏まで様々あり、全国で233圏域存在。
観光圏	観光庁	複数の自治体による圏域で、国と協議を行いながら、計画を立てて観光振興を図るもの。観光庁が認定する。現在、全国で13圏域程度存在。
交通1時間圏	国土交通省	ある市町村から現況の道路又は鉄道ネットワークを利用して一時間以内に到達する市町村を圏域として試算したもの。
商圈	—	様々な定義があるが、例えば、A市の商業地にB市から一定割合の顧客が買い物に来る場合、B市をA市の商圈とする例がある。
各都道府県振興局	—	各都道府県により設置の有無や定義の違いがあるが、各地域の生活圏ごとに当該地域の振興を主な目的として設置される総合的な出先機関。

医療圏・商圈

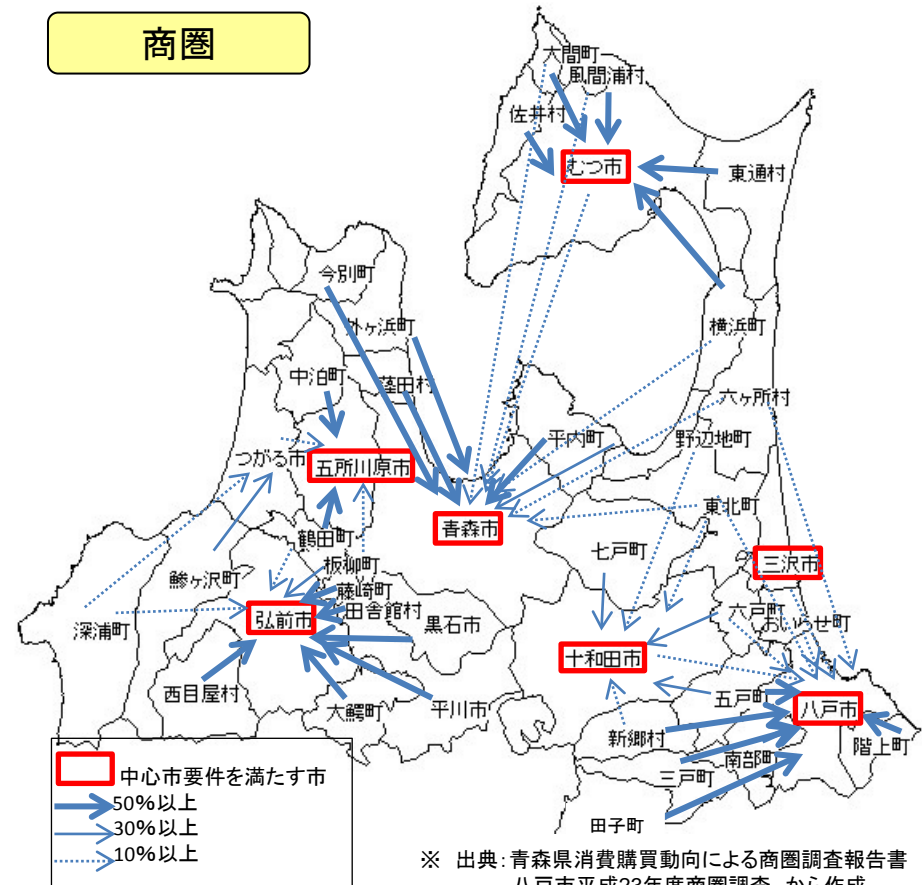
○ 買物、通院、通勤、通学等は市町村の区域内で完結しておらず、中心的地域との結びつきが見られ、現行の中心市とほぼ一致。

青森県の例

医療圏



商圈

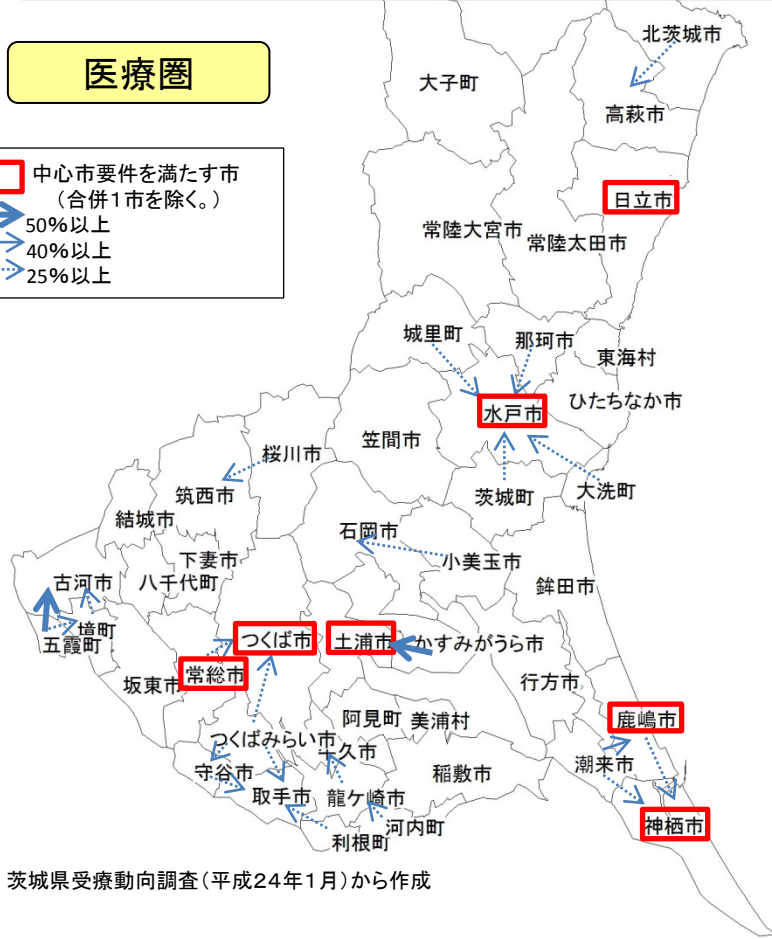


医療圏・商圈

茨城県の例

医療圏

- 中心市要件を満たす市
(合併1市を除く。)
- 50%以上
- 40%以上
- 25%以上

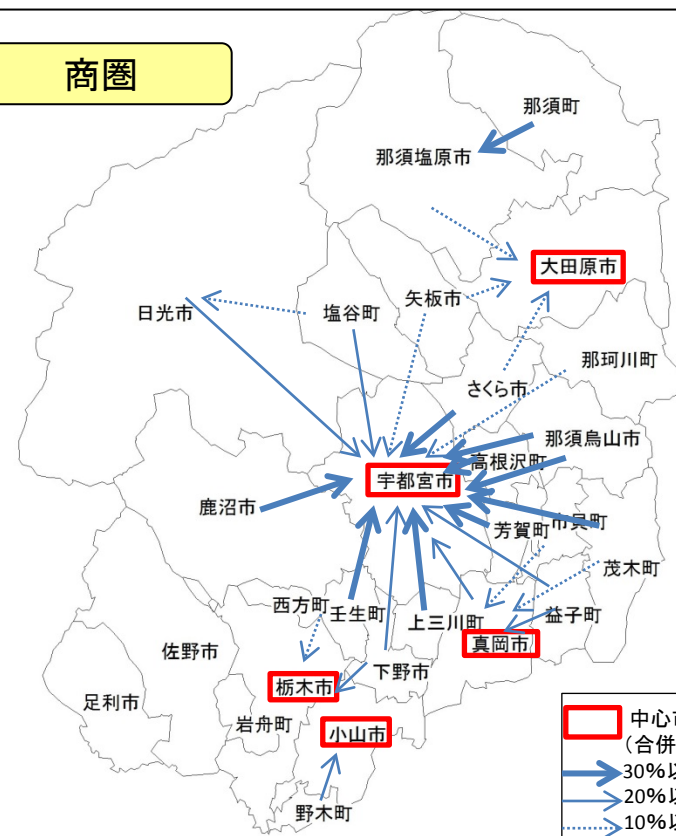


※ 茨城県受療動向調査(平成24年1月)から作成

栃木県の例

商圈

- 中心市要件を満たす市
(合併1市及び多自然を除く。)
- 30%以上
- 20%以上
- 10%以上



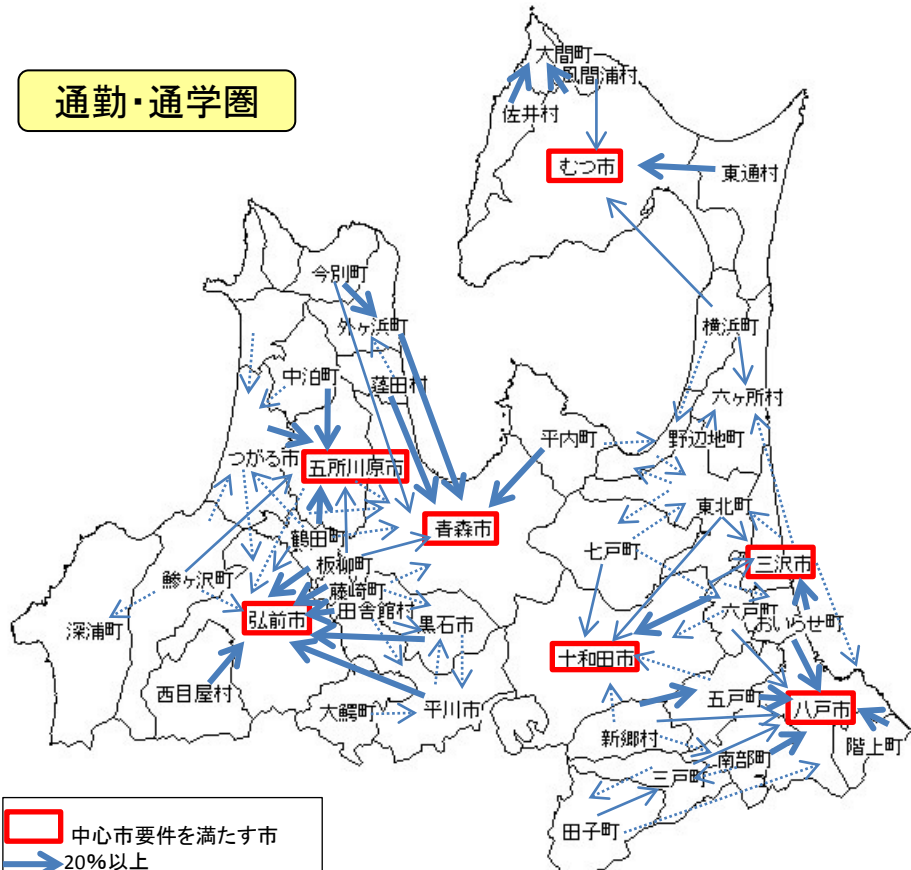
※ 栃木県平成26年度地域購買動向調査報告書から作成

通勤・通学圏

○ 通勤・通学圏と前述の医療圏・商圈はほぼ一致。

青森県の例

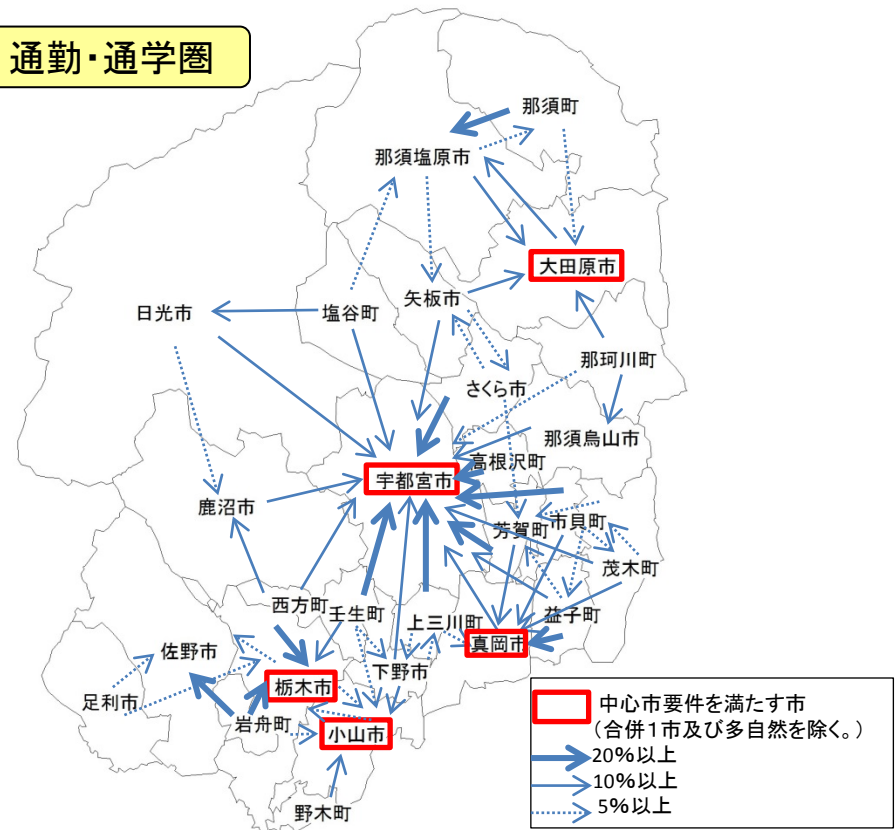
通勤・通学圏



※ 出典：平成22年国勢調査による。

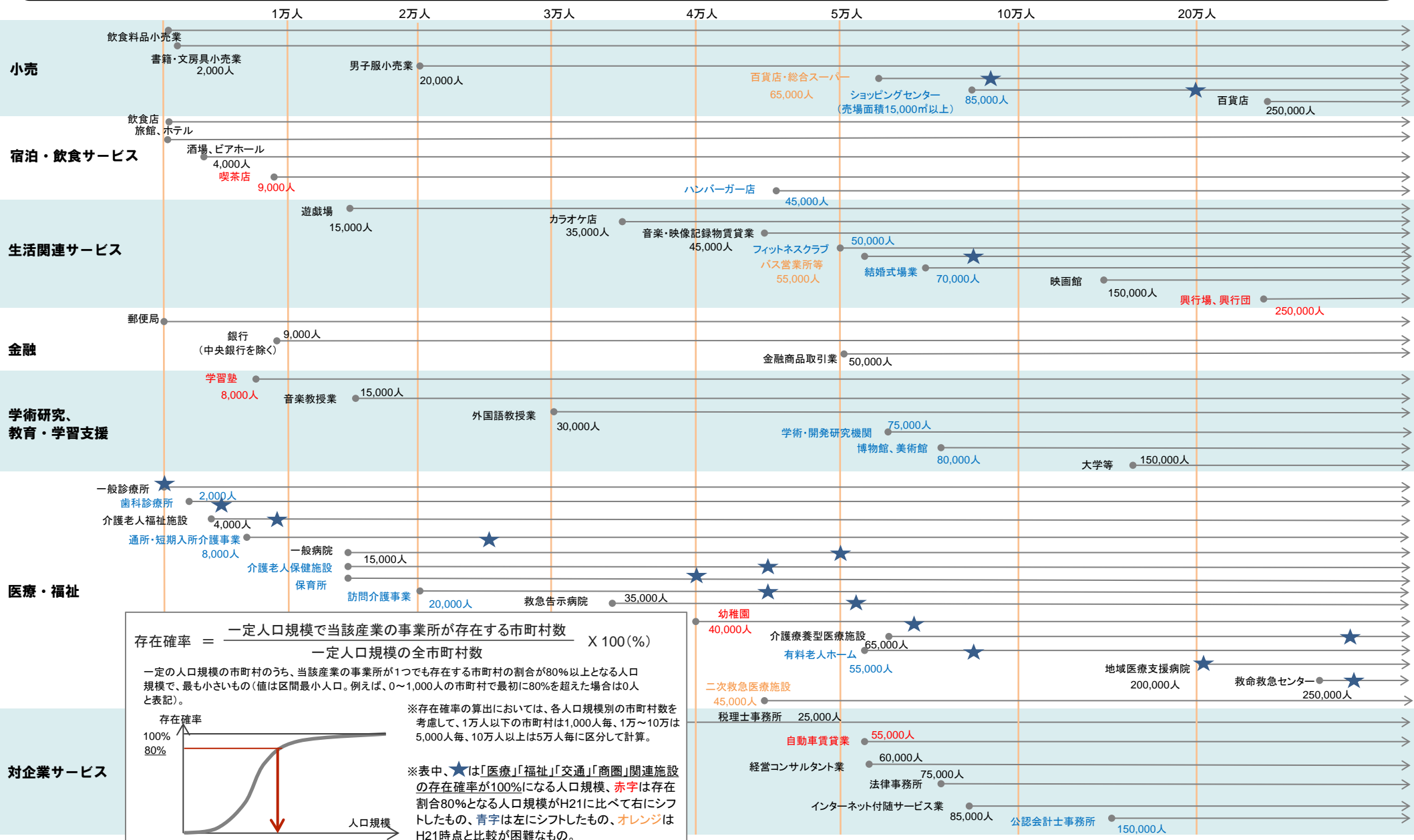
栃木県の例

通勤・通学圏



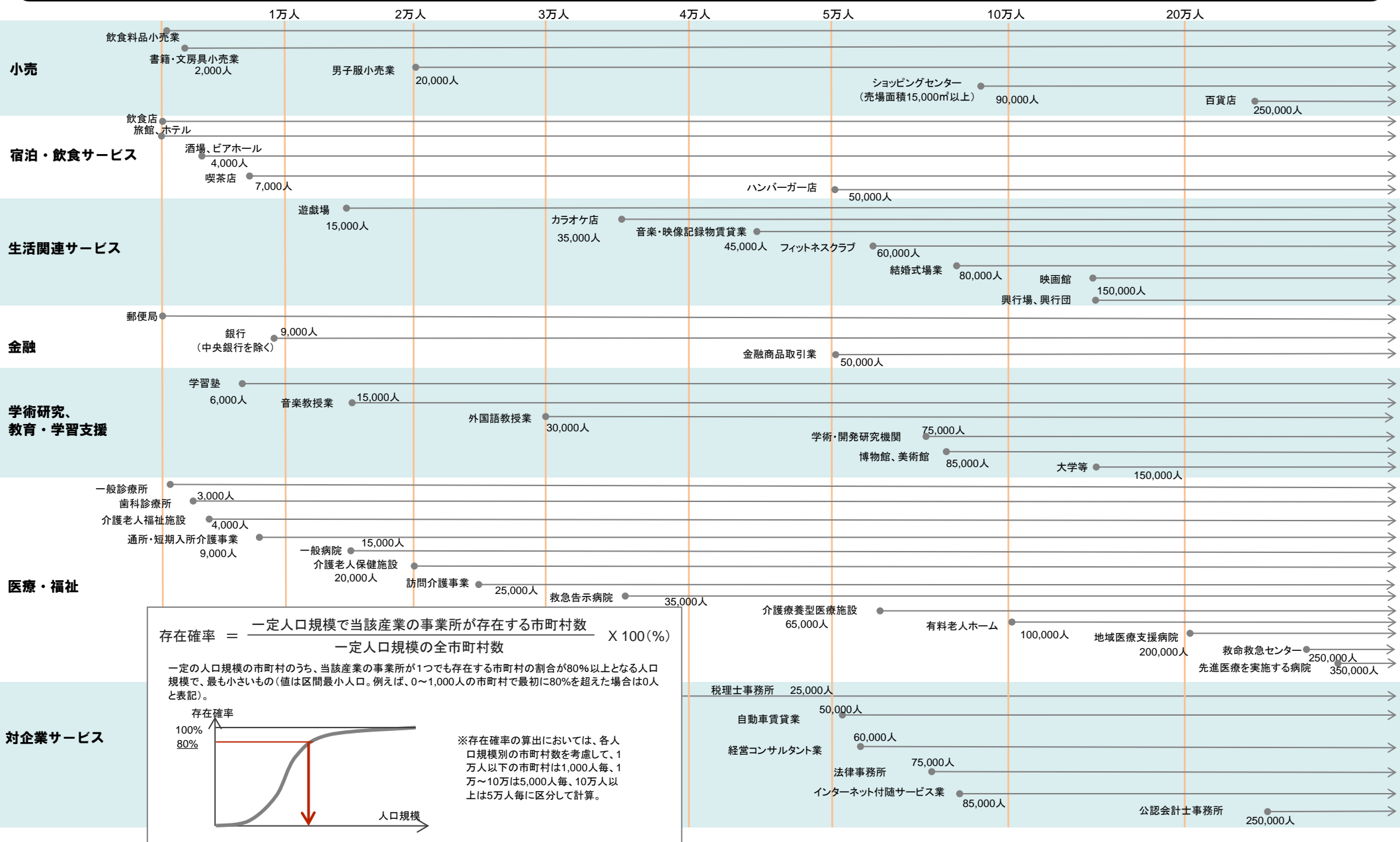
サービス施設の立地と人口規模

H26 サービス施設の立地する割合が80%以上となる自治体の人口規模(三大都市圏※を除く)



※総務省「平成26年度経済センサス(民営事業所)」、厚生労働省「医療施設調査 病院報告(平成26年10月)」、同「介護サービス施設・事業所調査(平成26年10月)」、日本救急医学会HP、日本ショッピングセンター協会資料、日本百貨店協会HP資料をもとに作成

H21 サービス施設の立地する割合が80%以上となる自治体の人口規模(三大都市圏※を除く)



(出典)総務省「平成21年度経済センサス(民営事業所)」、厚生労働省「医療施設調査 病院報告(平成21年10月)」、同「介護サービス施設・事業所調査(平成21年10月)」、日本救急医学会HP、日本ショッピングセンター協会資料、日本百貨店協会HP資料をもとに作成